

## **第Ⅲ部**

### **クーデター後の国家統治**

# フィジー政治の論理 ——国民統合政府の理念と現実——

キーワード：フィジー、憲法、国民統合、クーデタ、複数政党内閣

東 裕\*

Logic of Fijian Politics: Ideas and Realities of Goverment for National Unity

Key Words : Fiji, constitution, national unity, coup d'état, multi-party cabinet

HIGASHI Yutaka

Fiji has had three constitutions since independence was declared in 1970. In all these constitutions, the main interest or goal is how to realize national unity in this multiracial country. For this purpose, each constitution provides some unique articles to coordinate the political rights of Indigenous-Fijians and Indo-Fijians. A multi-party cabinet is one of the systems for trying to coordinate the political rights of the two major ethnic groups in Fiji, and the most unique and characteristic system of the constitution of 1997. In this essay, I examine the ideas and realities of the multi-party cabinet as realizing national unity, through the process in which the system was first initiated and operated. The focus is on the Report of the Fiji Constitution Review Commission (FCRC), the Constitution of 1997, the Chaudhry Cabinet in 1999, the Coup in 2000, the Qarase Cabinet in 2001, and the Judgment of the Court of Appeal on 15 February 2002. Examining how the multi-party cabinet has been treated in the political process, I would like to extract general characteristics of politics in Fiji.

---

\* 苛小牧駒澤大学国際文化学部 (社)太平洋諸島地域研究所

- |   |  |
|---|--|
| 1. はじめに<br>2. 『リーブス報告』における複合民族政府の提唱<br>3. 1997年憲法における複数政党内閣制の採用<br>4. 1999年総選挙と複数政党内閣の実現<br>5. 2000年クーデタと複数政党内閣の失敗<br>5.1 2000年5月19日のクーデタ | 5.2 暫定文民政権の成立と新憲法構想の提示<br>6. 2001年総選挙と複数政党内閣の拒否<br>7. 裁判所による複数政党内閣の強制<br>7.1 被告ガラセ首相の主張<br>7.2 原告チョードリー労働党党首の主張<br>7.3 裁判所の判断<br>8. 結びに代えて |
|---|--|

## 1. はじめに

フィジー（フィジー諸島共和国）は、全人口（80.1万人1999年世銀統計）の半数近い約44%が19世紀末からサトウキビ栽培の契約労働者としてやってきた移民労働者の子孫であるインド系国民であり、人口の約51%を占める先住民系フィジー国民との間に人種（民族）問題を抱えてきた。1970年にイギリスから独立する際に制定された憲法において、人種別選挙制・人種別議席制等の両民族の共存を前提とした政治制度が作られ、両民族の権利をほぼ平等に保障するとともに、一方では先住民系フィジー人の土地所有権の保障等、先住民の利益が強く保護してきた。しかし、この憲法下でインド系住民の政治上の影響力が増大した。1987年にはインド系の政権が誕生するに及び、国防軍所属の先住民系フィジー人であるランブカ中佐（Sitiveni Rabuka）がクーデタを実行して憲法を停止した。1990年には下院71議席のうち37議席を先住民系フィジー人議席とし、先住民系フィジー人であることを首相の就任要件とするなど先住民系フィジー人の政治的優位の固定化を図る新憲法が制定された。これによって、国際社会からフィジーは人種差別憲法を持つ国であるとの批判を受け、国内においては高い能力や技術を持ったインド系フィジー人の国外流出による経済的・社会的損失を惹起することになった。このような背景の中で、もともと暫定的性格を持った90年憲法の見直しが1995年に開始され、1997年には独立以来3つ目の憲法を持つに至った。国民統合を最大の課題としてこの憲法でいくつかの制度的試みがなされたなかで、「複数政党内閣制」（multi-party Cabinet system）は最もユニークかつ強力な制度であった。

90年憲法の見直しを行った「フィジー憲法再検討委員会（Fiji Constitution Review Commission: FCRC）」<sup>1)</sup>によって提唱されたこの制度は、1980年当時、首相であったカミセセ・マラ（Ratu Sir Kamisese Mara）の「国民統合政府」（government of national unity）の発想にはじまる。マラ首相が提唱した国民統合

## 東 フィジー政治の論理

政府は、「国家の中で最高の才能を持った人材を大臣に登用し、同時にフィジーの様々な民族集団の代表を内閣に配置する」[Premdas 1980: 11] 政府のこと、二つの民族集団を結びつけるために内閣の利用が考えられた<sup>1)</sup>。

マラ首相はインド系野党の「国民連合党」(National Federation Party) のライ・ジャム・レディ (R.J. Reddy) 党首に、国民統合政府の形成を呼びかけ、レディ党首も「人種政治」(communal politics) は望ましくないという認識ではマラ首相と一致し、国民統合政府の理念に共鳴したが、与党連盟党主導による構想の実現に賛成しなかったため、国民統合政府の形成には至らなかった。このような経緯をふまえて、その発想の上に構想されたのが複数政党内閣制であった。確かに1997年憲法の中で、最も重要な改革として注目されたのが70年憲法以来受け継がれている人種別議席規定の改正であった。ところがフィジーの国民統合の成否は、むしろ「複数政党内閣」の運用にかかっていると考えられるのである。なぜなら、人種別議席の変更は、憲法に定める配分議席数の変更をもって改革が完了したが、「複数政党内閣」は、それが憲法の規定に従って形成された後に、その連立内閣がどのように機能するかによって、その成果がはかられるからである。複数政党内閣がうまく機能して初めて国民統合政府が現実のものとなり、国民統合へと大きく前進することになるからである。その意味で、97年憲法の定める「複数政党内閣」制は、国民統合にとって重要かつ決定的な意味を持っている。そしてその後のフィジー政治の混乱は、国民統合の成否がまさにこの点にかかっていることを物語っている。

そこで本稿は、特に1999年の総選挙以降のフィジー政治の推移を複数政党内閣制に焦点を合わせて考察し、その中からフィジー政治に特徴的な論理を抽出しようとするものである。

1) ポール・リーブス (Sir Paul Reeves: マオリ系ニュージーランド人)、トマシ・ヴァカトラ (Tomasi Rayalu Vakatora: 先住民系フィジー人)、ブリジ・ラル (Brij Vilash Lal: インド系フィジー人) の3名の委員で構成されたフィジー憲法の検討委員会。委員長の名をとって「リーブス委員会」とも呼ばれる。

2) 内閣を通じて先住民系フィジー人とインド系フィジー人を融合させることが、フィジーにある「民族の傷」をいやすものだと考えられた。国民統合政府は「連立政権」(coalition) とは似ているが、その形成には決定的な違いがある。連立政権は、選挙の結果過半数を制する政党が生まれなかつたために、やむを得ず政党同士の一時的な合意をもとに形成される。そのため、政府は、政党間の「取引」(bargaining) と「妥協」(compromises) の産物として誕生する。これに対し、国民統合政府は、「合意」(consensus) の上に築かれる [東 2000c: 133]。

## 2. 『リーブス報告』における複合民族政府の提唱

1990年憲法は1987年のクーデタ後に議会制民主主義を回復するために公布された。それは、全体としてのフィジー国民の合意の産物ではなく、フィジーの多民族的性格に適切に配慮した政府システム実現への願いに応えるものではなかった。1990年憲法の作成者は制定にあたってその暫定的性格を認め、7年以内（すなわち1997年7月25日以前）の見直し条項を規定していた。そのため1993年9月には両院一致で、適切な期間内に憲法を見直すための調査委員会の設置を決議し、これを受け1995年3月15日には大統領によって「リーブス委員会」（「フィジー憲法再検討委員会」（FCRC））が設置され、同委員会に対し、「人種の調和と国民統合およびすべてのコミュニティの経済的・社会的向上を促進する憲法の見直し」と「憲法見直しの諸目的を達成するような憲法条項の作成の勧告」を要請した。これを受け同委員会は1996年9月9日に大統領に報告書（『フィジー諸島：統合された未来にむけて—フィジー憲法再検討委員会報告1996年』、略称『リーブス報告』または『FCRC報告』）を提出した<sup>3)</sup>。

その報告書のなかで「複合民族（人種）内閣（政府）」（multi-ethnic (multi-racial) cabinet (government)）という名称で国民統合政府構想が提唱された。1997年憲法の目的は、人種間の調和（harmony）、国民統合（national unity）、すべての民族コミュニティの経済的・社会的発展の促進とされ、なかでも国民統合が究極の目標と位置づけられた [Reeves et al. 1997: 4]。フィジーにおける最大の国家的課題が国民統合の実現であり、その唯一の解決法がすべての民族が行政権を共有する「複合民族政府」の形成にあると考えられた。リーブス報告は、「憲法的基礎の強化」と題して、憲法の基本理念・基本原則等を掲げ、その冒頭、憲法の第一目的は「複合民族政府」の出現を促進することであると宣言する [Reeves et al. 1997: 18]。

ここに言う「複合民族政府」は、いかなる民族であれ、単一の民族による政府を排除するところにその眼目があり、このような政府形成の第一段階として、「複合民族政府」は各民族の利益と同時に、全国民的利益を最もよく実現する政府である

3) 目次19頁、本文791頁、写真15頁を含む、全825頁の大冊。英文名称は、「The Fiji Islands : Towards A United Future' – Report of the Fiji Constitution Review Comission, 1996。報告書の内容は697項目に及ぶ改正提案で、すべてに提案理由を付す。これが「両院合同特別委員会」（Joint Parliamentary Select Committee）に提出され、最終的に697項目のうち577項目が採択され、憲法に規定されることになった。残りの項目は、修正40項目、拒否または削除が77項目であった〔東 1997: 34-35〕。

## 東 フィジー政治の論理

という考え方には全フィジー国民（民族）が同意することが要求される。そのための方策として、憲法においてすべての民族の利益が認められ保護されるという原則を確認し、「先住民系フィジー人の利益の至高性（paramountcy）は、政治上の至高性を必要とする」という90年憲法の前提の再検証が必要不可欠となる。そして、最終段階として先住民系フィジー人の利益の至高性を認めることとすべての民族の権利・利益を尊重することが、決して矛盾するものではなく両立しうるものであるという全国民的合意形成が求められる。これが、『リーブス報告』にいう「複合民族政府」の考え方なのである [Reeves et al. 1997: 21]。

87年のクーデタ以来の経験を通して、フィジーの発展にとって国民統合政府の必要性については、すでに広範な国民的合意ができあがっていた。97年憲法の草案作成に先立ち、政府は各政党に憲法改正に対する見解を調査する機会を設け、それが各政党の改憲答申となって現れた。国民統合政府の形成については多くの党が同意したが、その形成の仕方については意見が分かれた。「先住民系フィジー人党」（SVT）だけが国民統合政府の形成を憲法規定によらず、政党同士の自発的な連立による方式を答申したが、他の諸政党は一致して何らかの憲法規定をおくことで国民統合政府を法的強制力をもって形成する方式を提案した [Reeves et al. 1997: 17-18]。

「国民連合党」（NFP）と「フィジー労働党」（FLP）のインド系の2つの政党は、下院の全議席数の20%以上の議席を有する政党に、議席数に比例した数の閣僚ポストを配分する規定を憲法におくことを共同提案した。先住民系フィジー人の政党「フィジー人協会」（FAP）は、首相が自党所属以外の議員に入閣を要請すべきことを憲法に規定する方式を提案し、この方式をとることによって民族・所属政党に関わらず有能な人材を内閣に取り込むことが必要であるとその理由を挙げた。また、多民族からなる「一般有権者党」（GVT）は、首相がすべての民族の議員を大臣に任命することを憲法に定めるよう提案した [Reeves et al. 1997: 18]。すべての民族が入閣することが政府への参加意識を高め、民族間の連帯感を醸成し、国民統合に資することになると期待されたのである。

このように方法論の違いがあっても、すべての民族による行政権の共有が民族問題・国民統合問題というフィジーの憲法問題の唯一の解決法であることについて、諸政党の見解は一致していた。ここには87年のクーデタとそれ以降のフィジーの歴史経験が反映されていた。「複合民族政府」の実現を促す憲法の作成が第一目標とされ、それによって民族の協和、国民統合、そしてすべての民族の社会的・経済的

発展を促進することなしに、フィジーの将来がないことは誰の目にも明らかであつた。特に国際社会のフィジーを見る目を意識せずにいられなかつた。「人種差別憲法」を持つ国という「汚名」を払拭せずして外資導入による経済発展は実現不可能となり、インド系国民の海外移住による国内社会や経済の空洞化を押しとどめることもできないことについては、議論の余地がなかつたのである。

この報告はランブカ首相によって1996年の9月10日に両院合同会議に上程された。両院合同会議はその報告を「憲法再検討両院合同特別委員会」(Joint Parliamentary Select Committee: JPSC) に付託した。JPSCは6つの最大政党からの23人の委員と首相及び野党代表で構成されていた。JPSCは、その報告を1997年の5月13日に提出した。それは複数政党政府について次のような勧告を含んでいた [JPSC 1997: 17]。

「リーブス委員会は、フィジー憲法の諸規定の第一目標として複数民族政府の出現を促すべきである、と勧告した。この原則に賛成してJPSCはそれをさらに進め、国会において代表されるすべての政党ができる限り公正に代表する複数政党内閣を首相は形成しなければならないという条項を憲法は含む、と定めた。憲法というものは、その中に代表の基礎を提供する仕組みをもつべきだ。」

「複数政党政府への入閣を要請された政党が入閣を拒否したとき、首相は自らの所属政党から内閣を組織する柔軟性をもつべきである。」

こうして、99条の複数政党内閣制が憲法に規定されることになった。フィジー社会の多民族状況に配慮した諸民族の「権力の共有」による「複数民族政府」、すなわち「複数政党内閣」の形成がこの憲法の第一目標となった。

### 3. 1997年憲法における複数政党内閣制の採用

『リーブス報告』で「複合民族（人種）内閣（政府）」として答申された国民統合政府樹立のための連立政権構想が、1997年憲法で「複数政党内閣」(multi-party Cabinet) 規定として実現した。憲法は、その第99条において「その他の国務大臣の任命」として「複数政党内閣」を次のように定めた。

第99条 (1)大統領は、首相の助言により、その他の国務大臣を任免する。

(2)国務大臣に任命されるためには、大臣は下院議員又は上院議員でなければならぬ。

- (3)首相は、本条に定める方式により、その任命する大臣を含む複数政党内閣を形成しなければならない。
- (4)本条に従って、内閣の構成は、できる限り下院に議席を有する諸政党を公平に代表すべきである。
- (5)内閣の組織にあたって、首相は下院の総議席の少なくとも10%の議席を有するすべての政党に入閣要請を行い、その下院に占める議席数の割合に応じて内閣に代表されなければならない。
- (6)首相が下院においてその全議席数の10%未満の議席の政党の議員を大臣に任命する場合、その選択は、本条の目的からして、首相自身の所属政党からの選択であると考えられる。
- (7)ある政党が首相の入閣要請を拒絶した場合、首相はその大臣ポストを入閣資格を有する他の政党（首相自身の所属政党を含む）にその議席数に応じて、本条5項の定めるところにより、できる限りその有資格政党に割り当てなければならない。
- (8)すべての政党（首相の属する政党及び連立を組んでいる政党を除く）が首相の入閣要請を拒絶した場合、首相は自らが所属する政党又は連立を組んでいる政党の議員を代りに入閣させることができる。
- (9)首相は、自ら所属する政党以外の議員を大臣に指名するとき、その議員の所属政党の党首に諮らなければならない。

この条項は次のように要約できる。大統領は、首相の助言により、下院議員または上院議員からその他の国務大臣を任命するが（同条1項2項）、首相は国務大臣の指名にあたって、複数政党内閣を組織しなければならない（同条3項）。そして、内閣の構成はできる限り下院に議席を有する諸政党を公平に代表すべきで（同条4項）、内閣の組織にあたって、首相は下院の総議席の10%以上の議席（8議席）を有するすべての政党が、その下院に占める議席数の割合に応じて内閣に代表されるように大臣を指名しなければならない（同条5項）。これが97年憲法にいう「複数政党内閣」である。

なお、ある政党が首相の入閣要請を拒絶した場合、首相はその大臣ポストを入閣資格を有する他の政党（首相の所属政党を含む）にその議席数の割合に応じて、本条5項の定めるところにより、できる限りその有資格政党に割り当てなければならず（同条7項）、さらに、すべての政党（首相の属する政党および連立を組んでい

る政党を除く)が首相の入閣要請を拒絶した場合、首相は自らが所属する政党または連立を組んでいる政党の議員を代わりに入閣させることができる(同条8項)。ただし、首相は、自ら所属する政党以外の議員を大臣に指名するとき、その議員の所属政党の党首に相談しなければならない(同条9項)として、入閣を利用して他の政党の分裂を誘発するようなことがないように配慮している。

このように、憲法規定では、大統領が首相の助言にもとづいて、下院議員または上院議員の中からその他の国務大臣を任命し、その際首相は下院の議席数に現れた政党構成をできる限り公平に反映するように内閣を組織することが求められる。特に下院の全議席の10%以上(8議席)を占める政党については、原則として各政党からそれぞれの下院議席数に応じた閣僚を任命しなければならない。フィジーにおいては政党が一般に特定の民族(人種)の支持を中心に形成されているため、議席を有する全政党の議員から閣僚を任命することは、必然的に複合民族内閣の形成につながることになる。

この方式は、『リーブス報告』で答申された構想をさらに推し進めたもので、すでに触れたように、この答申を受けた「憲法再検討両院合同特別委員会」(JPSC)の提案になるものである[東 1999: 28-30]。その目的は複合民族主義の推進にあり、その実現のためには閣僚数が下院の議席数に比例して配分されるべきだとの考え方を基礎にしている。そして、この制度がその意図する効果を發揮するためには、下院の議席数に有権者の支持が正確に反映されることが前提となる。それには、各政党が選挙前に何らの選挙協力も行わないことが条件となる。こうして、下院の議席数に反映された民意を、内閣の構成においても反映させようとするところにも特徴がある。この意味では行政権までの民主化も考慮されていたといえよう。

そして、いうまでもなく「複合民族内閣」制の導入が決定されたのは、フィジーにとって「国民統合政府」の基礎的要因として、なによりも全政党指導者の真の協力が不可欠であると考えられたからである。フィジーの繁栄に向けてのすべての民族集団の一致協力こそが、なににもまして求められたのである。

#### 4. 1999年総選挙と複数政党内閣の実現

1999年5月、新憲法下の新選挙制度のもとで初の下院議員選挙が行われ、インド系のフィジー労働党(FLP)が71議席中37議席の過半数を制し、初のインド系首相のもとでこれも初めての複数政党内閣が組織されるという予想外の結果を生んだ。

人種別議席制の変更と首相の人種要件の削除という憲法規定の変化、さらに選択投票制（alternative vote system）の採用という選挙制度の変更が民意の動向と相まって作用した結果であった〔東 1999: 30-32; 小川 1999: 37-52〕。人種別議席数の議席配分により先住民系フィジー人の過半数の議席獲得が保障されなくなり、首相の人種要件の削除によってインド系にも首相への道が開かれた。そして特に選挙制度の変更は、労働党が政党別得票率32.3%で、議席の過半数を獲得するという大勝利をもたらし、新憲法によるフィジーの変化を内外に印象づけることとなった。

第1党となった労働党のチョードリー党首が首相に選ばれ、複数政党内閣が組織された。組閣にあたって、憲法の定めるところに従いチョードリー首相は、前与党のSVTにも入閣を要請したが、SVTは過大な要求を突きつけることによって事実上その要請に応じず、結果的には労働党と先住民系フィジー人協会党（FAP）・キリスト教民主同盟（VLV[CD]）・国民統一党（NVTLP）による連立政権が形成された。インド系首相のもと、18名の閣僚のうち12名をあえて先住民系フィジー人から起用することでインド系が譲歩し、先住民系フィジー人に十二分に配慮した人事配置を行い、国民統合政府の形成を図った。憲法の第一目標とされたすべての民族コミュニティが行政権を共有する「複合民族政府」（multi-ethnic government）が、早くもここに実現したのであった。こうして憲法の予定したインド系政権の誕生と複数政党内閣の形成は国民統合に向けて大きな一歩を踏み出したかに見えたのも束の間、政府の政策への反発が先住民系フィジー人の中に広がっていった。その感情は、「先住民の不安の原因」と題して次のように表現された。

「1997年憲法は、『良き統治』（Good Governance）の枠組みとして、すべての市民と集団の平等な基本的権利と自由を保障するものとして、そして慣習的土地位所有、彼ら自身の分離された別の行政制度を維持し自ら決定する権利、並びに独自の文化・慣習・伝統といった観点から、先住民フィジー人とロトウマ人のコミュニティの保護にとって、もっとも完全な憲法であったかもしれない。しかし、フィジーの歴史上初めて非先住民フィジー人が首相になった。マヘンドラ・チョードリー首相は、1999年5月の人民連立政府の発足から数ヵ月たって、彼が6月の大酋長会議の演説で約束したのにもかかわらず、彼は先住民フィジー人の利益への脅威となる諸政策を導入した。そのことが、憲法的保護や保障は、フィジー人が首相すなわち政府首長という、政府方針を決め政府の行動を指揮する議院内閣制のなかでのキーポジションを占めない限り、現実的価値はないことをきわめ

てあからさまに示した。

先住民系フィジー人コミュニティーの支配喪失の恐怖は、先住民系フィジー人がすでにフィジーの経済と社会の発展において他の人種より大きく遅れていることに気づいたときに一層激しくなった。そして、もし彼らがその土地の84%を保有するフィジーにおいて、政治的支配権をも喪失するならば、世界中でただ一つの先住民系フィジー人コミュニティーとして、彼らの未来を守るためにには、土地にしがみつくこと以外に方法がないのである。チョードリーがその父祖の地であるインドで歓迎されたとしても、先住民系フィジー人にはただ一つの母なる土地でありかつ父なる土地があるだけであり、それがフィジーなのである。」[東 2000b: 13-14; Qarase 2000]

この不安全感に起因するチョードリー政権への反発が、文民クーデタを生み出す原動力となった。チョードリー政権の農地問題への対処がインド系優遇であるとの不満が先住民系フィジー人のなかに鬱積していった。チョードリー政権が先住民系フィジー人を閣僚の過半数に登用するなど先住民系に配慮する組閣を行ってはいたが、農地問題への対処を目の当たりにして、結局首相がインド人である限りフィジー先住民の利益は保護されない、との思いが先住民系フィジー人の中に高まっていったのである。

このような先住民系フィジー人の不満を背景に、先住民系によるクーデタの噂がチョードリー政権の成立から 1 年目にささやかれるようになった [Lal 2000: 186; 山辺 2001: 31]。

## 5. 2000年クーデタと複数政党内閣の失敗

### 5.1 2000年5月19日のクーデタ

チョードリー政権誕生から 1 年を迎えた2000年5月19日、首都スバでは、チョードリー政権に反対する5000人以上の先住民系フィジー人のデモ行進が行われていた。折から開会中の国会に、ジョージ・スペイト (George Speight) ら、7 名の武装集団が侵入、チョードリー首相をはじめ、閣僚・国會議員・国会職員などを人質にとって国会議事堂を占拠、政権の奪取を宣言した。彼らは自ら先住民系フィジー人の利益を代表していると主張し、人質解放の条件として、①先住民系フィジー人の権

利を強く保障した憲法の作成、②チョードリー首相の解任、そして③マラ大統領の辞任を要求した。これが、一連の政治変動の発端となった国会人質監禁事件、いわゆる「文民クーデタ」(civilian coup) であった [東 2000a: 13-16]。

5月27日、武装集団による発砲事件が発生し、政府軍兵士2名、通信社カメラマン1名が負傷する。事態が緊迫したなかでマラ大統領は記者会見に臨み、チョードリー首相及び全閣僚の解任、6ヶ月間の国会停会、そして暫定政権樹立の方針を発表する。翌28日、150人以上のスペイト支持者の若者たちがTV局を襲撃し放送が中断され、このとき警備にあたっていた警察官1名が銃撃で負傷し、翌26日に収容先の病院で死亡した。1987年のクーデタの際にはなかった死者を出したことで、事態は急転する。29日の朝、バイニマラマ (Frank Bainimarama) 国防軍司令官がマラ大統領と会見、大統領から権力を委譲され軍が全権を掌握し、戒厳令 (martial law) を布告、スヴァに外出禁止令がしかれる。軍事政権の誕生とその措置によって、スヴァ市街は一気に平穏を回復し、翌30日、全権を掌握したバイニマラマ国防軍司令官は、1997年憲法の破棄を発表し、以後暫定軍事政権首長兼司令官として、「命令」(decree) によって統治することを明らかにした。

ここにバイニマラマ軍司令官による委任独裁体制が成立する。しかし、この体制はその成立から約1ヶ月後に文民首相とその閣僚を任命し、文民政権へ権力を移譲する。7月3日、バイニマラマ国防軍司令官は、銀行家のライセニア・ガラセ (Laisenia Qarase) を首相に任命し、18人の閣僚名簿を発表、翌4日から新政権が発足した。この暫定文民政権は先住民系フィジー人だけで構成され、18ヶ月の任期で新憲法の制定とその下での総選挙の実施を担当することになった。暫定政権に反対するスペイト支持派の先住民系フィジー人による抗議行動が各地で頻発し、事態は一時いっそうの混乱の様相を呈し始めたが、7月9日にはバイニマラマ国防軍司令官・ガラセ暫定政権首相と、スペイトらの国会を占拠していた武装集団の間で、人質解放に関する協定 (マニカウ協定) が調印された。そして7月13日にチョードリー前首相を含む人質全員が無事解放され、5月19日以来の一連の事件に一応の終止符が打たれた。

## 5.2 暫定文民政権の成立と新憲法構想の提示

政権発足からわずか9日後の7月13日、ガラセ首相は大酋長会議 (Great Council of Chiefs) に対し、「先住民系フィジー人及びロトゥマ人の権利及び利益の保護と両民族の発展の推進に向けての青写真 (ブループリント)」を提出し、今後の暫定

政権の方針を明らかにした。この中で、人口の過半数を占める先住民の土地所有権・漁業権の保護と生活の諸側面における参加の機会の確保が、フィジーの発展にとって不可欠の前提条件であるという立場が鮮明に表現された。その際、特に先住民系フィジー人人口が50%を越えてさらに増加傾向にあることと土地の80%以上を先住民が保有していることが強調され、ここに先住民の権利が優先されるべき根拠を見いだしていた。

提言の第一に挙げられているのが新憲法の制定であった。新憲法は1997年憲法の改正憲法ではない新たに制定される憲法であることが強調され、①大統領と首相に人種要件を付すことと、②大酋長会議の意見に添って先住民系フィジー人とロトゥマ人の重要問題について憲法上配慮することを基本方針とした。そして、他の憲法関連事項としては、③大酋長会議の権力強化、④新憲法条項に基づいた先住民フィジー人とロトゥマ人のための積極的格差是正措置に関する法律の制定が盛り込まれた〔東 2001: 101〕。このような新憲法の基本方針は、文民クーデタを実行したスペイトらの主張とも合致したものであり、それは多くの先住民系フィジー人の願望をも表現したものでもあった。しかし、これは「人種差別憲法」として国際的な非難を受けてきた1990年憲法への回帰か、あるいはそれ以上の「反動」的な憲法を意味するものであることは間違ひなかった。

10月6日に「憲法委員会」(Constitution Commission) の第1回会合が開かれた。この委員会は、アセセラ・ラヴウ教授 (Professor Asesela Ravuvu) を委員長とする大統領任命の12名の委員からなる独立委員会で、新憲法について検討を行い2001年3月末までに政府に報告書を提出することを任務とし、この報告を受けて遅くとも同年6月までに政府が憲法草案を準備し、7月から11月にかけて大酋長会議をはじめとする先住民系フィジー人コミュニティーに順次諮詢した後、12月のはじめに新憲法が公布されることになった。

第1回会合に出席したガラセ首相は、大統領、大酋長会議、および暫定政府を代表して演説を行い、そのなかで憲法委員会に対し新憲法を制定し、その中で先住民フィジー人・ロトゥマ人の利益・希望に十分配慮することを基本原則として、特に次の諸点への考慮を要請した。〔東 2000b: 6-9〕

- ①大統領及び首相の地位は先住民に限られること。
- ②先住民の土地所有権が将来にわたって完全に保障されること。
- ③経済的・社会的に劣位にある先住民に対し、さまざまな優遇措置が実施されること。

④先住民以外にも、基本的権利・自由は保障されること。

⑤選挙制度の見直し。

ところが、このように新憲法の制定に向かって作業が開始されてまもなく、暫定政権の正当性と憲法制定作業に疑問が投げかけられることになった。暫定軍事政権による1997年憲法の廃止は違憲であり、同憲法はなお効力を有するとの判決がラウトカ高等裁判所で出されたのである。

## 6. 2001年総選挙と複数政党内閣の拒否

2001年8月25日から9月1日にかけて下院議員総選挙の投票が行われた<sup>4)</sup>。3月に総選挙実施が決まってから、フィジー先住民系の政党が叢生し、総選挙には18政党が候補者を擁立し、無所属を含め321人の候補者が71議席をめぐって選挙戦を開いた。その結果、選挙管理内閣の首相を務めるライセニア・ガラセ (Laisenia Qarase) を党首とする「統一フィジー党 (SDL)」が31議席を獲得し、前回選挙で過半数の37議席を獲得したインド系のフィジー労働党は27議席で第2党にとどまった。SDLは、フィジー先住民系の「保守連盟 (MV-CA)」(Matanitu Vanua-Conservative Alliance) の6議席と無所属の2議席を取り込み過半数を確保し、フィジー先住民系による組閣を行い政権をスタートさせた (SDLのインド系1名を含む)。しかし憲法では議席の10% (8議席) 以上を確保した政党には首相は入閣要請をしなければならないという「複数政党内閣」条項 (99条) があるため、27議席を占めるインド系FLPを内閣から排除することは違憲であるとして、労働党のチャードリー元首相はラウトカ高等裁判所に提訴した。

これに対し、ガラセ首相は10月15日の初の国会演説において、組閣は憲法の定める複数政党内閣規定に従って行ったものであり、労働党に対しても入閣要請を行ったが、労働党は入閣を拒否したとして、次のように述べた。「私は憲法の規定に従い労働党に入閣を要請したが、その要請は、党首が諸条件を付けることによって、実際は拒否された。その条件は、私の考えでは違憲であり、それゆえ受け入れがたいものであった。… 誰が本当の人種差別主義者なのか。彼らは今インド系が内閣から排除され、インド系は周辺に追いやられ、その権利が無視され否定されているとの嘘をまき散らしている。… 私は、すでに憲法の要請する複数政党内閣を、憲

4) 小川 [2001] は、民意の動向に注目し、この選挙結果を詳細に分析している。

法に従って組織した。この内閣は、複数の民族によって構成されているだけでなく、さらに一層重要なことは、機能的な内閣であるということである。なぜなら、内閣を構成するすべての政党が内閣の政策の枠組みとしてのSDLの政策を受け入れることで一致しているからである。」[東2002b: 235-237]

ガラセ首相の主張は、入閣要請を行わなかったのではなく、入閣要請を行ったのにかかわらず労働党のチョードリー党首が受け入れがたい条件を提示したため、事実上の入閣拒否の態度と理解せざるを得なかったというものである。これは、1999年の労働党政権の構成時に入閣要請された前与党のSVTが、受け入れがたい条件を提示して事実上入閣を拒否したのと同じ状況であるとの見解に立つものである。こうしてガラセ政権はその発足段階から早くも、フィジー先住民系とインド系の対立を顕在化させることになった。

それからまもなく11月3日と4日に、シャングリラ・リゾートホテルにおいて、フィジーの指導者達を集めて第4回タラノア（Talanoa）<sup>5)</sup>会議が開催された。この会議は、協調的な対話と行動を通じて、国民統合・調和と安定・そして国民の生活の向上を促進しようとするものである。会議後ガラセ首相とチョードリー労働党党首は、「フィジー再建に当たっての調和と安定に関する指導者声明」という共同声明を出し、その中で次の4点についての合意が確認された [東2002b: 235-237]。

- ①異なったコミュニティーのそれぞれの価値についてよりよく理解し、その価値について眞の敬意を抱くために、政党指導者間で、そして異なるコミュニティー間で、信頼を構築し、懷疑と恐怖をなくすこと。
- ②調和と安定は「良き統治」と「法の支配」に基づくものであり、そのため「法の支配」を広く受け入れること。
- ③すべてのコミュニティーの人々がフィジーを祖国として安心して住むことができるよう、フィジー社会で劣位にあるコミュニティーや援助を必要としている人々に積極的格差是正措置（affirmative action）がとられるべきであること。
- ④憲法は人々によって作られる生きた文書（living document）である。改正の必要な規定があるときは、改正は憲法の定める手続きに従っておこない、人々の意見を広く聞く必要がある。改正が必要な事項を確認し、そしてそれらの事項について一般的な理解に到達するために我々は対話を継続する。さらに、憲法と憲法問題についてより広範な国民教育が必要である。

---

5) タラノア（talanoa）とはフィジー語で、「おしゃべりすること、物語をすること」の意。

こうして、ガラセ政権と労働党との間で「和解」に向けた合意が形成され、危惧された対立の深刻化が一応回避されたかのように見えた。しかし、半年もたたないうちにガラセの組閣は違憲であるとの司法判断が示され、またもや状況は混沌とすることになった。

## 7. 裁判所による複数政党内閣の強制

2002年4月24日、ラウトカ高等裁判所のゲイツ判事は、フィジー労働党（FLP）党首であるチョードリー前首相が、ガラセ首相、大統領及び法務総裁を相手取って起こしたいわゆる「複数政党内閣事件」（Multi-Party Cabinet Case）の判決を言い渡した<sup>6)</sup>。

高裁判決は、政府に対し野党のFLPから8名の議員を入閣させるよう命じるとともに、FLPの訴訟費用2万フィジードルの支払いを命じた。この判決を承けてチョードリー党首はFLPからの入閣についてガラセ首相とすすんで協議する用意があるとの意思を表明した。一方政府は、5月2日のプレスリリースで、高裁判決は2月15日の控訴裁判決にもとづいて判断されたもので、しかもこの命令（order）は宣言（declaration）の形で法律論の観点から裁判所が目下の状態を判断したものであって、ただちに従う必要がある強制力を持った命令ではない、との見解を明らかにした。また、判決をうけて入閣するか否かは最終的にチョードリーとFLPの判断によるとしながら、お互いに信頼感を欠き対立する政治的見解をもったもの同士がどのようにして政府を運営できるのか、としてFLPの入閣を牽制した。

ところで、この事件は憲法の解釈をめぐるものであることから、ラウトカ高等裁判所が最終的に判決を下す前に、フィジー控訴裁判所に憲法の関連条項の解釈を求めている。2002年2月15日に、同裁判所は99条の成立に至る憲法史の分析を背景にして同条の解釈を示す判決を下し、その解釈に則って今回の高等裁判所の判決に至ったものである。そこで、控訴裁判所における両者の主張に即して、それぞれの複数政党内閣理解を見ることにしたい。

6) 控訴裁判決（15/02/2002）の全文については、  
<http://www.asiapac.org.fj/cafepacific/resources/aspac/chaudhryqarase.html>  
(2002年2月18日) 参照。

## 7.1 被告側ガラセ首相の主張

被告側は次のように陳述する。すなわち、

1) この事件の核心にある問題は、複数政党内閣を形成する首相の義務ではなく、

首相が形成する複数政党内閣の本質に関係する。99条5項による入閣要請は、入閣する諸政党間での共通の基盤を見いだす誠実な試みを強制する第一歩である。入閣要請の結果十分な合意が形成されれば、複数政党政府が形成されるだろうが、それに失敗したときは、首相に当該政党を閣内に入れる義務を課すものではない。

2) 政府が形成される枠組みは、憲法の第7章に定められ、その第3部は「内閣政治」(Cabinet Government)と銘打っている。もし第3部を全体として読むならば、内閣は政策について幾つかの一一致に達した大臣で構成されなければならないことは明らかである。なぜなら、政治の現実は、下院の多数の支持を獲得した諸政党がすすんで協働するときに限り内閣政治となるからである。

さらに、99条の下での合意に基づく内閣政治は、第3部の他の条項によって補強される。101条は連帶責任の必要を定め、それは同条によって要求される職務宣誓によって強調される。同様に107条と108条は政府が下院の信任を得ることを要求している。

3) 99条5項は複数政党を形成するための、99条3項の下での義務履行に向けての手続きの一つにすぎず、入閣資格を持つすべての政党が内閣の中に代表される権利を絶対的に保障するものではなく、有資格政党間に実質的な合意が存在するときのみ複数政党内閣が形成され、合意が形成されないとき首相は間違いなく当該政党の受け入れを拒絶することができる。

以上、要約すると次のようになる。被告ガラセ首相側の弁護人は、1997年憲法の議院内閣制はウエストミンスター型の一変形であるとし、99条はそこで確立された枠組みの中で機能するものであると主張する。

## 7.2 原告側チョードリー労働党党首の主張

原告側の議論は憲法99条、とりわけその3項と9項に集中しているが、同条の一連の項は複数政党政府体制を強制するものであると主張し、次のように論じる。

1) 首相には選択権がなく、入閣の要請は10%条項を満たすすべての政党に行われなければならない。さらに、5項は入閣要請に条件を付してはいない。そのため、内閣の中に反対意見を持った集団が存在することになる可能性がある。

2) 伝統的なウエストミンスター型の議院内閣制に依拠することは誤りで、99条は複数政党政府を推進するために導入された条項であり、99条は伝統的なモデルの下で機能すべきという観点からの解釈は拒否されるべきである。

3) フィジーの議会制の歴史が示すところは、明らかに『リーブス報告』の勧告から出発するものであることを示している。国会は全員一致で異論なく99条の3項から9項を複数政党政府を機能させるためのプロセスの一部として、諸政党の協力を強いるために好ましいメカニズムであるとして一括採択した。それゆえ、同報告で述べられた複数政党条項の趣旨が尊重されるべきである。

### 7.3 裁判所の判断

控訴裁判所は、憲法の解釈に当たって依拠すべき基本原則として、憲法3条と6条の規定を挙げる。すなわち、①憲法条項の解釈に当たっては、裁判所はその条項の基礎にある目的や目標を推進する解釈を選択し、憲法の全体としての精神を考慮しなければならないこと（第3条（a））。そして、②「コンパクト」（compact）として政府の行為準則たるいくつかの原則を定めた第6条<sup>7)</sup>に従い、政府の組織に当たって、すべてのコミュニティの利益を十分に考慮し（(h)項）、異なるコミュニティ間の利益が対立すると見えるときは、すべての関係当事者は善意をもって合意に達するよう交渉すべきであり（(i)項）、すべてのコミュニティ間での平等な権力の共有が求められる（(l)項）こと。この二つの原則がまず確認される。

さらに、「1999年の最高裁判所意見」（The 1999 Supreme Court Opinion）に言及し、そのときに示された最高裁判所の意見が、いま本裁判所に提起されている事項のいくつかに関連しているとして、そのなかの次の見解を引用する。

すなわち、「…憲法に埋め込まれた鍵概念は権力の共有（power sharing）である。この憲法に関連する疑問は、本質的にこの概念が上院と内閣との関係においていかに作用するかに關係する…」、「1997年憲法の中心となる目的は、権力の共有（sharing of power）である。フィジー諸島共和国は、前文の中で多文化社会であ

7) 第6条（コンパクト）(g) 下院の多数の支持を得た政府の形成は、諸政党・選挙民の支持に依存し、かつ、連立政府の形成が必要とされるとき又は望まれるときは、政府の形成のため又は政府支持のために連合する諸政党の意思に依存する。(h) 政府形成、立法の推進又は行政政策の実施を通して政府が国家行為を行うとき、すべてのコミュニティの利益について十分な考慮を払うこと。(i) 異なったコミュニティ間の利益が対立するとき、すべての関係政党は、合意形成に向けて努力し、誠実に交渉を行うこと。(l) フィジーのすべてのコミュニティ間における政治権力の公正な共有は、すべてのコミュニティが国家の経済的発展からの利益を十分に享受するため、公正な経済的・商業的権力の共有と適合される。

ると宣言され、… 政治権力はすべてのコミュニティーの中で平等に共有される（6条（a））。99条3項によって、「内閣は複数政党でなければならず、権力の共有は権力の制限を意味する」、「慣れ親しんだ伝統的なウエストミンスター型（Westminster pattern）のそれとは全く異なった政治権力の配分になる。伝統的なウエストミンスター型の民主主義（Westminster-style democracy）においては、下院の支持を得た首相は通常自ら好むように内閣を組織することができる。それは斐ジー諸島が置かれた状態ではない。」

こうして「権力の共有」が強調され、この概念が99条の解釈にあたって特に留意すべきことが重ねて示唆される。このことは、内閣の形成に際して下院の多数の支持を得た政党が単独で内閣を組織するウエストミンスター型民主主義とは異なることが指摘される。

その上で、次の個別の論点についての裁判所の判断が示される。

#### 1) 入閣要請は首相の権能ではなく義務

憲法99条は、首相に複数政党内閣の要件を支持し、かつ比例的に内閣を構成する義務を首相に課している。首相は、下院において少なくとも10%を占めるいかなる政党からもその下院における議席数の割合に応じて入閣を要請しなければならない。その義務は、直接かつ簡明に述べられている。5項の文言は、それだけを取り出してみても、または99条全体の文脈からみても、首相が入閣を要請するにあたっていかなる条件をも付する基礎を提供するものでもない。

要するに、99条5項の文言とそして99条の他の規定は明白である。それらは資格を有する政党に対し入閣要請を行うことを首相に要求している。それ以上でもそれ以下でもない。

#### 2) 特殊斐ジー的議院内閣制

第7章の第3部は内閣政治に関する規定を置いている。97条、98条及び102条は、政府は下院の信任を得なければならないと定め、内閣は国家の統治に関し下院に連帶責任を負い、閣僚はその職務の遂行にあたって、閣僚としての権威のもとになされたすべての行為について下院に対し個々に責任を負う。大臣の職務の遂行に関する宣誓は、内閣の責任と信任の連帶性を強調する。首相は下院議員でなければならず、閣僚は下院議員又は上院議員でなければならない（98条、99条2項）。新しい政府の構成に関する諸条項、国会の解散、及び首相の任免は、政府又は首相が下院の信任を得ているか否かに依拠する（97条、98条、107-109条）。ところで、これらの諸規定の中に定められた議院内閣制のシステムは、コンパクト条項の中に認め

## 東 フィジー政治の論理

られ、そこで政府の行為が依拠しなければならない一定の原則が述べられている。

こうしてウエストミンスター型議院内閣制をとりながら、その制度の枠組みの中での政府の行為については「コンパクト（協約）」条項を導入し、諸政党間の合意や権力の共有を求める特殊フィジー的なシステムとなっている。

### 3) 首相の入閣要請は無条件

では、首相が入閣要請の際に条件を付すことができるか、というと控訴裁判所は明確にこれを否定する。すなわち、「首相に課せられた義務は明白で簡潔である。曖昧さがない。いかなる解釈の必要もない。複数政党内閣の運営の際に発生するどんな実際上の困難も、その文言の明確な意味に影響を与えることはできない」。

また、「『1999年の最高裁判所意見』は、憲法の第一目的が『権力の共有』を促進することにあることを明らかにした。首相が入閣資格のある政党に対し、首相の政策を支持することに同意することを入閣の条件とするのは、最高裁判所意見に反する。それ故、本裁判所は、99条5項は、首相がこの条項に従い無条件で、下院の10%以上の議席を占める政党の議員を内閣に招請する義務を課していると考える。このことは、入閣要請は、政治のラインを横切って行われなければならないということを意味する。」

こうして、控訴裁判所は、結局のところ憲法の文言どおりの文理解釈を提示し、原告であるチョードリー労働党党首の主張を認め、ガラセ首相側の主張を真っ向から退けた。

## 8. 結びに代えて

控訴裁判所の解釈を基礎にしたラウトカ高等裁判所の判決が出てから1ヶ月半ほどたった6月5日、第5回タラノア（Talanoa）会合を前にガラセ首相とチョードリー労働党党首との間で初の公式会談が開かれ、複数政党内閣問題について意見交換が行われた。タラノア会合でも、8日と9日の両日にわたり再び両者の話し合いがもたれたが、そこでも複数政党内閣の形成については合意に達しなかった。チョードリー党首がFLPの議席数からみて入閣資格があるとしたのに対し、ガラセ首相はそのような閣僚構成では内閣が機能しないとして、FLPの入閣に同意しなかったのである。結局、この問題については最高裁判所の判決を待って、あらためて内閣の構成について話し合うことで両者は合意するにとどまった。こうして、複数政党内閣の問題はフィジー政治の重要な争点として残された<sup>8)</sup>。

1997年憲法は、諸民族をフィジー諸島国民として統合することで、国民統合・國家統合を最大の目標とした。そのための手段として憲法が採用した最も特徴的な制度が複数政党内閣制であった。フィジー先住民系とインド系が行政権を共有し、国家運営について責任を共有することが国家統合にとって必須の基礎的条件との発想の下に、憲法で「複合民族連立政権」の形成を法的義務として課したものである。この目論見は、まさしく正当なものであった。この制度を具体化した1997年憲法は全国民から歓迎された。

ところが、この制度が初のインド系フィジー人を首相とする複数政党内閣として実現するに及んで、再び民族意識に起因する強烈な反応が生じた。ショードリー政権誕生から1年目にして発生した文民クーデタがそれであった。以来、軍事政権の成立から暫定文民政権、選挙管理内閣へと政権はめまぐるしく変化し、司法権をも巻き込みフィジー政治は混沌とした状況の中に推移した。ようやく2001年の8月から9月にかけて総選挙が実施され、立憲民主制に復帰したものの、ガラセ首相が憲法の定める複数政党内閣条項に反する組閣を行ったことで、事態は再び紛糾する。外国人裁判官で構成される司法権をも舞台としながら、民族的利益を基調とするフィジー政治が展開されている。

このような状況を見るとき、いまなお1987年のクーデタの際に主張された3つの民主主義 [橋本 2000: 70-71]、すなわちフィジー先住民系・インド系・西欧諸国のそれぞれが主張する異なる「民主主義」が根強く息づいていると考えざるを得ない。国民統合は永遠の国家的課題、見果てぬ夢であるかのようにもおもわれる。しかし一方で、フィジーの民族対立は両民族が憎み合い反目しあうような癪しがたいものでないこともまた事実としてある。2000年のクーデタについては、フィジー先住民系の民族的利益の主張の陰にはフィジー先住民系エリートの階層的利益が隠され [Robertson: 2001 50-84]、それが一部のインド系エリート階層の利益とも一致するという構造が見え隠れしている。今日のフィジー政治の混乱の基調にある民族問題は、民族的利益と民族を超えた階層的利益、さらにはフィジー国内の東部と西部の地域的利益が複雑に絡み合って、民族問題として立ち現れていると見えなくもない。

こうした状況の中で、複数政党内閣制が所期の目的を果たすべく機能することを

---

8) 2003年7月18日に「複数政党内閣事件」の最高裁判決が下された。同判決は控訴裁判決と同旨で、ガラセ首相側の上告を棄却し、フィジー労働党 (FLP) の入閣による複数政党内閣の組織を命じた。この判決に従って、ガラセ首相とFLPの間で内閣改造協議が開始された。しかし、2003年9月30日現在、まだ内閣改造は実現していない。

## 東 フィジー政治の論理

期待できるかというと、当面その答えは否定的にならざるを得ない。しかし、この制度自体が失敗であったと断定することもまた当面留保しなければならない。小川[2001: 18]が指摘するように、フィジー政治の度重なる混乱の原因は、制度や一般国民にあるのではなく、主として為政者にあるとみられるからである。举国一致を目指す複数政党内閣制の思想はフィジーにとって不可欠であり、この制度を所期の目的に従って運用すべく模索することでフィジーの政治発展の進展が可能になると想われる。

そのためには憲法のコンパクト条項に示されるように、「すべての関係政党が合意形成に向けて努力し、誠実に交渉を行う」(6条(i))ことがなによりも求められよう。十分な時間をかけた話し合いを通して相互の妥協を積み重ね合意に至るといいしさか迂遠な手続きが待つてよい。これもまたフィジー政治の重要な論理の一つである「パシフィック・ウェイ」にほかならないのである。フィジーの政治文化に即した制度の運用が期待される。

## 参考文献

### 橋本和也

- 2000 「フィジー諸島共和国憲法と国家統合への道」須藤健一編『オセアニアの国家統合と国民文化』JCAS連携研究成果報告2、国立民族学博物館・地域研究企画交流センター、61-82。

### 東 裕

- 1997 「フィジーの憲法改正動向について——『憲法再検討委員会報告』を中心に」『ミクロネシア』(102) : 20-37。  
1999 「フィジー諸島共和国の新選挙制度とその思想」『パシフィックウェイ』(112) : 28-30。  
2000a 「フィジー・クーデターの推移」『South Pacific』(南太平洋シリーズNo.231) (社)日本・南太平洋経済交流協会、13-16。  
2000b 「フィジー・クーデタ、その後——2001年新憲法の制定へ」『パシフィックウェイ』(116) : 6-9。  
2000c 「フィジーの国民統合と『複数政党内閣』制」『憲法研究』(32) : 129-144。  
2001 「フィジークーデタ(2000年)の憲法政治学的考察」『苦小牧駒澤大学紀要』(5) : 90-115。  
2002a 「フィジー『複数政党内閣事件』判決について——控訴裁判決(02/02/15)における組閣条項(99条)解釈」『パシフィックウェイ』(120) : 4-18。  
2002b 「西欧民主主義への挑戦と敗北——フィジー1997年憲法の成立から破棄・再生へ」憲法政治学研究会編『近代憲法の洗練と硬直』成蹊堂、235-237。

### Joint Parliamentary Select Committee

- 1997 *Report of the Joint Parliamentary Select Committee on the Report of the Fiji Constitution Review Commission*, Parliament of Fiji Parliamentare Paper No. 17 of 1997, Suva, Fiji, Government Printer.

### Lal, Brij V.

- 2000 *Madness in May, Fiji before the Storm: Elections and the Politics of Development*, Canberra, Australia: Asia Pacific Press, Australian National University, p.186.

小川和美

- 1999 「フィジー新政権成立の分析」『パシフィックウェイ』(112) : 37-52。  
2001 「2001年フィジー総選挙の分析——民意はどこにあったのか」『パシフィックウェイ』(119) : 4-18。

Premdas, Ralph

- 1980 Towards a Government of National Unity in Fiji : Political Interests versus Survival of the State, *Pacific Perspective* 10(2): 8-9.

Qarase, Laisenia

- 2000 Blueprint for the Protection of Fijian & Rotuman Rights and Interests, and the Advancement of Their Development. *The Review* (July) : 30.

Reeves, Sir Paul, Tomasi Rayalu Vakatora, & Brij Vilash Lal

- 1997 *The Fiji Islands: Towards A United Future, Report of the Fiji Constitution Review Commission 1996*. Suva, Fiji: Parliament of Fiji, p.4.

Robertson, Robbie and William Sutherland

- 2001 *Government by the Gun : The Unfinished Business of Fiji's 2000 Coup*, Annandale, Australia: Pluto Press.

山樹加奈子

- 2001 「ジョージ・スペイトとフィジー——5月の狂気(抄訳)」『パシフィックウェイ』(119) : 19-38。